

慶應義塾大学全塾協議会処分規則

第1章 総則

第1条（目的）

全塾協議会処分規則は、全塾協議会において、塾生代表、所属団体、及び事務局の予算の執行、業務執行及びその他全塾協議会が定める事項について、その処分方針及び具体的方法を統一的に検討し、以て適正な自治活動を促進することを目的とする。

第2章 処分審査会

第2条（処分審査会）

全塾協議会は、処分審査会を置く。

第3条（処分審査会の構成）

- ① 処分審査会は、塾生代表の指名に基づき、全塾協議会に承認された者によって構成される。
- ② 人数は5人以上7人まで、任期は1年以内とする。

第4条（会長）

処分審査会の会長は上部団体の代表者でなくてはならない。

第5条（処分審査会への諮問）

全塾協議会は、所属団体又は監査人から所属団体の不正行為があるとの訴えを受けた場合、その真相を明らかにし、処遇を決定するために処分審査会に諮問しなくてはならない。

第6条（答申）

処分審査会は、全塾協議会に対し、処分の要否、内容等に関し、答申しなくてはならない。

第3章 処分

第7条（処分）

処分は、全塾協議会の議決によって決定される。

第8条（除斥）

処分審査会の構成員及び全塾協議会の議員は左に掲げる場合、議決権を停止される。

- 一 構成員の所属する団体が審査の対象となったとき。
- 二 当該処分審査について、特別の利害関係を有するとき。
- 三 他の構成員の全会一致の決議により議決権を停止されたとき。

第9条（審査における代表者）

所属団体が審査を受けるときは、その代表者及び財務責任者が当該審査においてこれを代表する。

第10条（調査権限）

- ① 処分審査会の構成員は、必要と認める場合、調査を行うことができる。
- ② 前項の場合、処分審査会の構成員は特別監査人と同様の権限を有する。

第4章 処分の内容

第11条（処分の内容）

- ① 全塾協議会は不正に対して左に掲げる処分を下す。
 - 一 次年度交付金の減額
 - 二 前年度交付金の返納
 - 三 役員の一時解任
 - 四 団体の活動停止
 - 五 代表者の解任
 - 六 団体の解散
- ② やむを得ない事由により前項に掲げた処分内容が相当でない場合、その他必要な処分を下すことができる。

第12条（減額処分）

次年度交付金の減額処分が決定された場合、当該団体の次年度交付金から処分審査会が定めた金額を減額する。

第13条（返納処分）

- ① 前年度交付金の返納処分が決定された場合、当該団体は30日以内に処分審査会が定めた金額を全塾協議会へ返納する。
- ② 交付金の返納は銀行振込によって行われる。
- ③ 返納額は前年度交付金額を超えてはならない。

第14条（一時解任処分）

- ① 役員の一時的解任処分が決定された場合、当該役員は一時的解任され、処分審査会が指定した者がその職務を代行する。
- ② 当該代行者は処分決定に関わる不正事実の調査及び解決のために業務を遂行する。
- ③ 前項において、不正の事実が認められなかった場合又は解決した場合、当該団体の代表者が新たに当該役員を選任する。

第15条（代行期間）

前条における代行者の代行期間は、最長で1年とする。

第16条（活動停止処分）

- ① 団体の活動停止処分が決定された場合、当該団体は処分審査会の定める期間、活動を停止される。
- ② 活動停止処分の期間は最長で3ヶ月とする。ただし、やむを得ない事由により活動が再開できない場合は活動停止処分の期間を延長できる。

第17条（代表者の解任処分）

代表者の解任処分が決定された場合、当該代表者は解任され、全塾協議会が指定した者が代表者に任命される。

第18条（団体の解散処分）

団体の解散処分が決定された場合、当該団体は解散され、その保有していた財産は全て全塾協議会に帰属する。

第5章 不服申立て

第19条（不服申立て）

- ① 処分の決定に不服がある場合、監査人又は被審査団体は全塾協議会に不服申立てをすることができる。
- ② 不服申立てができる期間は処分の決定が下されてから14日以内とする。

第20条（返納期限の停止）

- ① 第11条第2号に規定された返納処分に対する不服申立てがなされた場合、第13条第1項に規定された返納期限は停止される。
- ② 当該申立てが却下された場合、停止していた返納期限は再開される。

第21条（不服申立ての手続き）

不服申立てを行うものは、全塾協議会に対して再審査を行うべき事由を書面にて提示しなければならない。

第22条（再審査の開催）

- ① 全塾協議会は前条による申立てが正当であると認める場合、当該事案の再審査のために臨時会を開催することができる。
- ② 前項において不服申立てが却下された場合、全塾生の10分の1の署名によって、審査のための臨時会を開催することができる。

第23条（投票）

前項の申し立てによっても、審査が見直されなかった場合は、審査を撤回する旨の議案を提出することができる。ただし、全塾協議会規約19条及び20条を準用する。

附則

第24条（施行）

この処分規則は、塾生代表が成立した日からこれを施行する。

起草者 二〇一二年度慶應義塾大学全塾協議会
事務局長 伊藤 涼太

以上の全塾協議会処分規則案を承認する。

二〇一二年二月十六日

慶應義塾大学全塾協議会
慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会
委員長 印南 まどか

慶應義塾大学体育会本部
主幹 簗島 大記

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会
委員長 久保 友人

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会
委員長 糸田 朋来

慶應義塾大学四谷自治会

会長 胡谷 俊樹
慶應義塾大学芝学友会
会長 伊藤 大祐
慶應義塾大学福利厚生機関本部
代表 齊藤 潤

改正者 二〇一六年度慶應義塾大学全塾協議会
事務局長 高井 康佑

以上の全塾協議会処分規則改正を承認する。

二〇一六年十月二十五日

慶應義塾大学全塾協議会
慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会
委員長 宮本 光一朗
慶應義塾大学体育会本部
主幹 樋口 貴仁
慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会
委員長 大庭 集平
慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会
委員長 八木 洋樹
慶應義塾大学四谷自治会
会長 友岡 領
慶應義塾大学芝学友会
会長 中込 愛
慶應義塾大学福利厚生機関本部
代表 廣谷 正